

○美咲町狂犬病予防法施行細則

平成17年3月22日

規則第103号

(趣旨)

第1条 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)の施行については、狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)及び狂犬病予防法施行規則(昭和25年厚生省令第52号。次条において「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(書類の様式)

第2条 次の各号の掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省令第3条の規定による犬の登録申請書 様式第1号
- (2) 省令第6条第1項の規定による犬の鑑札再交付申請書 様式第2号
- (3) 省令第8条の規定による犬の死亡届出 様式第3号
- (4) 省令第9条の規定による登録事項変更届 様式第4号
- (5) 省令第12条第2項の規定による予防注射済票交付申請書 様式第5号
- (6) 省令第13条第1項の規定による予防注射済票再交付申請書 様式第6号

附 則

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(令和4年3月30日規則第19号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。



様式第2号(第2条関係)

再交付鑑札番号		第	号	亡失(損傷)鑑札番号		第	号	
登録犬	所在地			亡失又は損傷理由				
	種類							
	生年月日	年	月					日生
	毛色							
	性別	雄	雌					
	名							
	特徴							

犬の鑑札再交付申請書

年 月 日

美咲町長 様

住所

法人にあつては、主たる事務所の所在地

氏名

(法人にあつては、名称)

狂犬病予防法施行規則(昭和25年厚生省令第52号)第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。



様式第4号(第2条関係)

登録事項変更届

年 月 日

美咲町長 様

住所

法人にあつては、  
主たる事務所の  
所在地

氏名

(法人にあつては、名称)

狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第4項及び同条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録年度	年度	登録番号	第 号
種類		性別	
生年月日		犬の名	
毛色		特徴	
備考			

変更事項

新		旧	
---	--	---	--



様式第6号(第2条関係)

予防注射済票再交付申請書			
美咲町長		年 月 日	
様		住所	
法人にあつては、主たる事務所の所在地			
		氏名	
		(法人にあつては、名称)	
狂犬病予防法施行規則(昭和25年厚生省令第52号)第13条第1項の規定により、再交付を申請します。			
再交付注射済票番号第 号		亡失(損傷)注射済票番号第 号	
犬	所在地	亡失又は損傷理由	
	種類		
	生年月日		年 月 日生
	毛色		
	性別		雄 雌
	名		
	特徴		